

筑前町保育料徴収基準(平成29年度)

■2号・3号認定(保育所等)

【保育標準時間】

単位：円

各月初日に児童が属する世帯の階層区分		筑前町保育料 (月額)			国の基準金額(参考)		
階層区分	国	町	定義	3歳未満児		3歳以上児	
				3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
第1	A		生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0
第2	B		A階層、C～D9階層を除き市町村民税非課税世帯	(0)	(0)	(0)	(0)
				9,000	6,000	9,000	6,000
第3	C		A階層、D1～D9階層を除き市町村民税均等割課税世帯	(9,000)	(6,000)	(9,000)	(6,000)
				15,600	13,200		
第4	D1		所得割課税額 48,600円未満	(9,000)	(6,000)	19,500	16,500
				19,500	16,500		
				48,600円以上 77,101円未満	(9,000)		
第4	D2		77,101円未満	27,000	24,300	30,000	27,000
				30,000	27,000	30,000	27,000 (給付単価限度)
第5	D3		77,101円以上 97,000円未満	40,000	31,000	44,500	41,500 (給付単価限度)
				44,500	28,000		
第6	D4		A階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であってその所得割の階層区分が、右記の区分に該当する世帯	147,200円未満	34,800	61,000	58,000 (給付単価限度)
				169,000円未満	31,300		
第6	D5		169,000円以上 251,000円未満	54,900	32,100	80,000 (給付単価限度)	77,000 (給付単価限度)
				61,000	32,100		
第7	D6		251,000円以上 301,000円未満	80,000	38,200	104,000 (給付単価限度)	101,000 (給付単価限度)
				80,000	38,200		
第7	D7		301,000円以上 397,000円未満	84,000	38,200		
第8	D8		397,000円以上				
第8	D9						

備考1

町民税額の計算には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除等、控除できないものがあります。

備考2

B、C、D1、D2欄の()内の金額は、母子・父子・在宅障がい者などの世帯に適用

上の子 1.0 ⇒ 次の子 0.5 ⇒ 次の子 無料	10円未満切り捨て
----------------------------	-----------

※2号・3号認定においては、小学校就学前の範囲内で2人以上の児童が、同時に保育施設等を利用している場合、上記の減免措置の対象となります。

備考3(多子軽減の特例)

支給認定保護者等と生計を一にする負担額算定基準者(養育中の子ども)が複数人いる場合におけるこの表の適用について、世帯の市町村民税所得割合算額が、保育認定子どもについて57,700円未満である場合、第2子を半額、第3子以降について無料とします。

ただし、市町村民税非課税世帯又は母子・父子・在宅障害者などの世帯に該当する場合には、世帯の市町村民税所得割合算額が保育認定子どもについて77,101円未満である場合については、第2子以降を無料とします。

※ 保育料は4月1日現在の年齢で決定します。

※ 4月～8月分の保育料は前年度の市町村民税額、9月～3月分は当年度の市町村民税額で保育料が算定されます。